

令和4年度見附市国民健康保険事業特別会計決算見込み

(単位:円) 5.1.25時点

歳入		予算額	決算見込額	対予算費	
1	国民健康保険税	530,004,000	574,793,072	108.5%	
2	一般分	529,824,000	574,580,011	108.4%	
3	医療分現年分	333,304,000	363,696,920	109.1%	
4	支援分現年分	135,610,000	148,695,403	109.6%	
5	介護分現年分	45,310,000	49,008,683	108.2%	
6	医療分滞繰分	9,900,000	8,073,332	81.5%	
7	支援分滞繰分	3,900,000	3,227,158	82.7%	
8	介護分滞繰分	1,800,000	1,878,515	104.4%	現年分収納率96.5%
9	退職者分	180,000	213,061	118.4%	滞繰分
10	医療分現年分	10,000	0	0.0%	30.0%で見込みを計算
11	支援分現年分	10,000	0	0.0%	
12	介護分現年分	10,000	0	0.0%	
13	医療分滞繰分	90,000	126,127	140.1%	
14	支援分滞繰分	30,000	46,211	154.0%	
15	介護分滞繰分	30,000	40,723	135.7%	
16	督促手数料	400,000	0	0.0%	
17	国庫補助金	100,000	0	0.0%	
18	災害臨時特例補助金	100,000	0	0.0%	見込み
19	県補助金	2,571,553,000	2,572,292,000	100.0%	
20	普通交付金	2,514,930,000	2,514,926,000	100.0%	見込み
21	保険者努力支援	20,450,000	20,442,000	100.0%	確定
22	特別調整交付金分	10,533,000	10,340,000	98.2%	見込み
23	県繰入2号	11,640,000	11,640,000	100.0%	見込み
24	特定健康診査等負担金	14,000,000	14,944,000	106.7%	確定
25	財政安定化基金交付金	10,000	0	0.0%	確定
26	財産収入	5,000	0	0.0%	見込み
27	一般会計繰入金	327,300,000	327,231,103	100.0%	
28	基盤安定(軽減分)	123,000,000	124,845,967	101.5%	確定
29	基盤安定(保険者支援分)	65,000,000	63,967,136	98.4%	確定
30	職員給与費等	77,240,000	77,418,000	100.2%	見込み
31	出産育児一時金	5,600,000	5,600,000	100.0%	見込み
32	財政安定化支援事業繰入	55,400,000	55,400,000	100.0%	確定
33	未就学児均等割保険料繰入金	1,060,000	1,059,620	100.0%	確定
34	基金繰入金	1,000	0	-	見込み
35	繰越金	28,437,000	143,770,327	505.6%	確定
36	諸収入	10,190,000	7,000,000	68.7%	見込み
37	歳入合計A	3,468,000,000	3,625,086,502	104.5%	

資料1【報告①】

(単位:円)

	歳 出	予算額	決算見込額	対予算費	
37	総務費	80,721,000	80,721,000	100.0%	予算同額
38	保険給付費	2,527,731,000	2,527,731,000	100.0%	予算同額
39	一般療養諸費	2,510,000,000	2,510,000,000	100.0%	予算同額
40	療養給付費	2,166,000,000	2,166,000,000	100.0%	予算同額
41	療養費	18,100,000	18,100,000	100.0%	予算同額
42	高額療養費	325,350,000	325,350,000	100.0%	予算同額
43	高額介護合算	500,000	500,000	100.0%	予算同額
44	移送費	50,000	50,000	100.0%	予算同額
45	退職療養諸費	130,000	130,000	100.0%	予算同額
46	療養給付費	100,000	100,000	100.0%	予算同額
47	療養費	10,000	10,000	100.0%	予算同額
48	高額療養費	10,000	10,000	100.0%	予算同額
49	高額介護合算	10,000	10,000	100.0%	予算同額
50	移送費	0	0	-	予算同額
51	審査支払手数料	5,196,000	5,196,000	100.0%	予算同額
52	出産育児一時金	8,405,000	8,405,000	100.0%	予算同額
53	葬祭費	4,000,000	4,000,000	100.0%	予算同額
54	国保事業納付金	775,379,000	775,379,000	100.0%	確定
55	保健事業費	54,857,000	54,857,000	100.0%	予算同額
56	特定健康診査等	36,192,000	36,192,000	100.0%	予算同額
57	国保普及事業	13,342,000	13,342,000	100.0%	予算同額
58	国保ヘルスアップ事業	5,323,000	5,323,000	100.0%	予算同額
59	基金積立金	5,000	0	0.0%	見込み
60	諸支出金	29,259,000	29,259,000	100.0%	予算同額
61	予備費	48,000	0	-	見込み
62	歳出合計B	3,468,000,000	3,467,947,000	100.0%	
63	形式収支 (歳入歳出差引A-B)	0	157,139,502		

※歳入35「繰越金」で前年度から約1億4,400万円を繰越したうえで形式収支が約1億5,700万円なので単年度では約1,300万円の黒字の見込み。

令和 5 年度国民健康保険税率について

1 概要

平成30年4月から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、都道府県は医療給付費などの必要な経費に充てるため、毎年度市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収します。市町村は納付金を納められるだけの税収を確保できるよう、毎年税率を検討しています。県から国民健康保険事業費納付金の額が提示されたことを受け、被保険者数、収納率等を踏まえ試算を行った結果、税率を据え置いても必要な納付金を賄えることから**現行税率で据え置き**とします。

【R5 新保険税率】(すべて据え置き)

	医療	支援	介護	合計
所得割	7.10%	3.00%	2.70%	12.80%
均等割	22,200 円	9,100 円	14,700 円	46,000 円
平等割	16,300 円	6,600 円	—	22,900 円

2 試算結果

【県提示の国保税必要額】:合計 6 億 4200 万円(R4 年度比▲200 万円)

医療分	405,580,209 円
後期支援分	184,519,773 円
介護分	51,932,286 円
合計	642,032,268 円

【税率改正の検討】

① 現行税率を据え置いた場合の試算

	徴収額 (算定額 ×96.5%) ①	軽減額 (市法定 補填分) ②	合計額 ③=①+②	県提示額 (必要 額) ④	過不足額 ③-④
医療	344,456,536 円	77,407,005 円	421,863,541 円	405,580,209 円	16,283,332 円
支援	143,501,024 円	31,605,730 円	175,106,754 円	184,519,773 円	▲9,413,019 円
介護	44,200,155 円	8,708,280 円	52,908,435 円	51,932,286 円	976,149 円
合計	532,157,715 円	117,721,015 円	649,878,730 円	642,032,268 円	7,846,462 円

② 所得減少を加味した試算

(国保加入者の所得が 10%減少した想定…税務課の R5 税収見込みは 101.4%)

	徴収額 (算定額 ×96.5%) ①	軽減額 (市法定 補填分) ②	合計額 ③=①+②	県提示額 (必要 額) ④	過不足額 ③-④
医療	323,874,458 円	77,407,005 円	401,281,463 円	405,580,209 円	▲4,298,746 円
支援	134,804,370 円	31,605,730 円	166,410,100 円	184,519,773 円	▲18,109,673 円
介護	41,948,050 円	8,708,280 円	50,656,330 円	51,932,286 円	▲1,275,956 円
合計	500,626,878 円	117,721,015 円	618,347,893 円	642,032,268 円	▲23,684,375 円

※所得が1割減少するごとに国保税収入見込額が約3,100万円減少する計算。
 所得が1割減の場合▲2,400万円(不足)、2割減の場合▲5,500万円(不足)の見込み。

【保険税モデルケース(年額)】

軽減対象の区分	単身世帯、40～64歳、給与収入のみ		夫婦2人世帯、70歳以上、年金収入のみ	
	収入額の例	保険税額	収入額の例	保険税額
均等割・平等割7割軽減	98万円	20,670円	夫168万円 妻111万円	25,650円
均等割・平等割5割軽減	126.5万円	70,930円	夫225万円 妻111万円	100,320円
均等割・平等割2割軽減	150万円	121,520円	夫272万円 妻111万円	173,120円
均等割軽減なし	200万円	182,820円	夫300万円 妻111万円	218,820円

※R4～未就学児の均等割が5割軽減となる

【基金残額について】

- ・現在見附市国民健康保険事業財政調整基金は **200,657,437円** 保有しており、ある程度の税収減には対応できるが当面は残高を堅持したい。
- ・国保加入者一人当たり基金残高(R4.11現在)は28,317円で県内20市中11番目。

令和5年度 国保制度の主な変更点について

1. 出産育児一時金の増額

少子化対策の一つとして、令和5年4月から出産育児一時金が現行の42万円から50万円に増額される。

2. 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

保険税の後期高齢者支援金分の賦課限度額を22万円(現行20万円)に引き上げる。

【影響世帯】 ※令和4年度本算定時の加入状況をもとに試算
影響を受けるのは**15世帯**。

3. 国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準変更（低所得者に係る保険税軽減の拡充）

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘ずべき金額を29万円(現行28.5万円)に引き上げる。

【改正後】 世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『43万円 + 被保者数 × 29万円』以下で軽減該当

- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘ずべき金額を53.5万円(現行52万円)に引き上げる。

【改正後】 世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『43万円 + 被保者数 × 53.5万円』以下で軽減該当

【影響世帯】 ※令和4年度本算定時の加入状況をもとに試算
軽減対象世帯数は**38世帯増**。軽減増額は**982千円**

令和 5 年度 見附市国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

当市の国民健康保険では、令和 4 年 12 月末現在で全市世帯の 30.7%にあたる 4,673 世帯が加入し、総人口の 18.1%にあたる 7,072 人が被保険者となっており、加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1 人当たり医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれます。

こうした状況のもと、平成 30 年 4 月からは、国の財政支援の拡充により国保の財政基盤が強化されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う新たな国保制度が始まりました。新潟県においては、県、県内市町村及び国保連合会で構成される新潟県国民健康保険連携会議及び検討部会を設置し、情報共有と連携を図っています。今後も、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税（料）率の決定、保険税（料）の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進していく必要があります。

今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進めることとします。

1 財政安定化対策

依然として国保財政は厳しい状況が続いていますが、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、県が示す国民健康保険事業費納付金を県へ納付する一方で、保険給付費の全額が保険給付費等交付金として県から交付される仕組みとなっています。

財政安定化のためには適正税率による課税が重要であり、このため税率改正については、県から示される標準税率を参考にしながら毎年度実施することを原則として、改正の要否を検討することとします。

また令和 5 年度以降も国保加入者の所得の減少とそれに伴う国保税賦課額（特に所得割）の減少等を考慮のうえ基金等を活用しながら適正な税率の設定に努めます。

2 保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施します。

- ① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努めます。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行います。
- ③ 口座振替による収納は、納期限内納付による収納率向上に寄与するため、一層の推進に努めます。
- ④ 納付書による納付については、金融機関やコンビニエンスストアの窓口の他、キャッシュレス決済での納付により被保険者の利便性を高めます。

⑤ 令和5年度 収納率数値目標

現年度分 : 96.7% (令和3年度実績 97.31% 令和4年度目標 96.7%)

滞納繰越分 : 28.0% (令和3年度実績 33.08% 令和4年度目標 28.0%)

3 適用の適正化対策

① 日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金等の資格を取得した者のうち国保と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとします。

また、国民年金第2号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとします。

② 国民健康保険税の適正賦課及び保険税の軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行います。

4 医療費適正化の推進

① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を3人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたります。

② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行います。

③ レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施します。

④ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業により保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を通知します。

⑤ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点から国保連合会の共同事業によりジェネリック医薬品差額通知を年3回通知し、使用率80%を目標とします。また、ジェネリック医薬品希望シールを保険証更新時に全国保世帯に配布します。

5 保健事業の推進

疾病の発症予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図り、高齢期を迎えても介護に至らず充実した生活を送ることができるよう次の取組を実施します。

① 平成30年度策定の第2期データヘルス計画に基づき保健担当部署と連携しながら効率的かつ効果的な保健事業を実施します。また、第2期データヘルス計画は令和5年度で計画期間が終了するため、令和6年度からの6ヵ年を計画期間とする新たな計画を策定します。

② 人間ドック、脳ドックの費用助成を行います。

名称	対象者	助成割合	定員(予定)
人間ドック	30歳以上	料金の7割以内	260名
脳ドック	〃	〃	100名

③ 国保健康だよりの発行など医療費分析結果等を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化します。

④ 特定健診の意義は、健診結果から生活習慣病のリスク保有状況や、リスクの将来予測、重症化をしないための生活習慣の改善方法を知り、自分で選択していただける事です。そこで特定健診については節目年齢（40・50・60歳）の被保険者を対象とした料金の無料化や戦略的な受診勧奨通知の送付、未受診者への戸別訪問等により受診率の向上を図ります。

また、健診結果から受診者自身が体の状態を理解し、生活習慣病の重症化リスクを下げる為に必要な生活習慣の改善ができるよう保健指導の実施を徹底し、改善率の向上を目指します。

6 広報活動の推進

- ① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行（年2回7月、3月）及び市広報、市ホームページへの情報掲載を行います。
- ② 国民健康保険税の納税通知書の送付（7月）に際し、税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封し制度の周知を図ります。

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職員関係
4月		国保担当国会議（県） 国保連携会議財政関係検討部会（県）※以降毎月
5月		国保初任者研修会（県）
6月		国保担当者研修会（国保連合会）
7月		
8月	県運協連絡会 総会及び研修会 見附市国保運営協議会開催 令和 4年度決算報告及び事業報告	
9月		
10月		第三者行為担当者研修会（国保連合会）
11月		レセプト点検事務研修会（国保連合会）
12月		保健事業支援・評価委員会（国保連合会）
1月		
2月	見附市国保運営協議会開催 事業 計画、予算、令和6年度保険税率 改正について	
3月		

令和5年度見附市国民健康保険事業特別会計予算案

(単位:円)

歳入		令和5年度 予算額	令和4年度 当初予算額	比較	前年度比
1	国民健康保険税	521,550,000	533,264,000	△ 11,714,000	97.8%
2	一 般 分	521,390,000	533,084,000	△ 11,694,000	97.8%
3	医療分現年分	326,590,000	335,484,000	△ 8,894,000	97.3%
4	支援分現年分	136,800,000	136,500,000	300,000	100.2%
5	介護分現年分	43,100,000	45,500,000	△ 2,400,000	94.7%
6	医療分滞繰分	9,400,000	9,900,000	△ 500,000	94.9%
7	支援分滞繰分	3,700,000	3,900,000	△ 200,000	94.9%
8	介護分滞繰分	1,800,000	1,800,000	0	100.0%
9	退 職 者 分	160,000	180,000	△ 20,000	88.9%
10	医療分現年分	10,000	10,000	0	100.0%
11	支援分現年分	10,000	10,000	0	100.0%
12	介護分現年分	10,000	10,000	0	100.0%
13	医療分滞繰分	80,000	90,000	△ 10,000	88.9%
14	支援分滞繰分	30,000	30,000	0	100.0%
15	介護分滞繰分	20,000	30,000	△ 10,000	66.7%
16	督促手数料	400,000	400,000	0	100.0%
17	国庫支出金	100,000	100,000	0	100.0%
18	災害臨時特例補助金	100,000	100,000	0	100.0%
19	県補助金	2,610,744,000	2,566,030,000	44,714,000	101.7%
20	普通交付金	2,555,430,000	2,514,930,000	40,500,000	101.6%
21	保険者努力支援	19,808,000	20,450,000	△ 642,000	96.9%
22	特別調整交付金分	11,800,000	5,010,000	6,790,000	235.5%
23	県繰入2号	10,706,000	11,640,000	△ 934,000	92.0%
24	特定健康診査等負担金	13,000,000	14,000,000	△ 1,000,000	92.9%
25	財政安定化基金交付金	10,000	10,000	0	100.0%
26	財産収入	5,000	5,000	0	100.0%
27	一般会計繰入金	328,000,000	321,000,000	7,000,000	102.2%
28	基盤安定(軽減分)	124,900,000	123,000,000	1,900,000	101.5%
29	基盤安定(保険者支援分)	60,800,000	65,000,000	△ 4,200,000	93.5%
30	職員給与費等	79,900,000	74,200,000	5,700,000	107.7%
31	出産育児一時金	5,000,000	5,600,000	△ 600,000	89.3%
32	財政安定化支援事業繰入	55,400,000	53,200,000	2,200,000	104.1%
33	未就学児均等割保険料繰入金	2,000,000	0	2,000,000	#DIV/0!
34	基金繰入金	1,000	1,000	0	100.0%
35	繰越金	5,000,000	5,000,000	0	100.0%
36	諸収入	10,190,000	10,190,000	0	100.0%
37	歳入合計A	3,476,000,000	3,436,000,000	40,000,000	101.2%

資料5【審議②】

(単位:円)

	歳 出	令和5年度 予算額	令和4年度 当初予算額	比較	前年度比
38	総務費	79,790,000	77,541,000	2,249,000	102.9%
39	保険給付費	2,567,639,000	2,527,731,000	39,908,000	101.6%
40	一般療養諸費	2,550,000,000	2,510,000,000	40,000,000	101.6%
41	療養給付費	2,203,000,000	2,166,000,000	37,000,000	101.7%
42	療養費	16,800,000	18,100,000	△ 1,300,000	92.8%
43	高額療養費	329,650,000	325,350,000	4,300,000	101.3%
44	高額介護合算	500,000	500,000	0	100.0%
45	移送費	50,000	50,000	0	100.0%
46	退職療養諸費	130,000	130,000	0	100.0%
47	療養給付費	100,000	100,000	0	100.0%
48	療養費	10,000	10,000	0	100.0%
49	高額療養費	10,000	10,000	0	100.0%
50	高額介護合算	10,000	10,000	0	100.0%
51	移送費	0	0	0	#DIV/0!
52	審査支払手数料	5,705,000	5,196,000	509,000	109.8%
53	出産育児一時金	7,504,000	8,405,000	△ 901,000	89.3%
54	葬祭費	4,000,000	4,000,000	0	100.0%
55	傷病手当金	300,000	0	300,000	#DIV/0!
56	国保事業納付金	767,816,000	775,379,000	△ 7,563,000	99.0%
57	保健事業費	55,281,000	50,066,000	5,215,000	110.4%
58	特定健康診査等	32,504,000	36,724,000	△ 4,220,000	88.5%
59	国保普及事業	12,988,000	13,342,000	△ 354,000	97.3%
60	国保ヘルスアップ事業	9,789,000	0	9,789,000	#DIV/0!
61	基金積立金	5,000	5,000	0	100.0%
62	諸支出金	5,230,000	5,230,000	0	100.0%
63	予備費	239,000	48,000	191,000	497.9%
64	歳出合計B	3,476,000,000	3,436,000,000	40,000,000	101.2%

国民健康保険事業特別会計予算 項目説明

【歳入】

歳入項目		説明
1	国民健康保険税	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
16	督促手数料	保険税が納期限内に納税されない場合に発送する督促状の手数料(100円)
20	県補助金 普通交付金	市国保が支払った保険給付費(一般療養諸費、退職療養諸費、審査支払手数料)の全額を県が負担するもの
21	県補助金 保険者努力支援	保健事業等各国保保険者の取り組み状況に応じインセンティブでもらえる金額が増減する特別交付金
22	県補助金 特別調整交付金分	国の示す取り組みを行った保険者に対し費用額に応じて交付される特別交付金
23	県補助金 県繰入2号	県の交付要綱にもとづく取り組みに対し交付される特別交付金
24	県補助金 特定健康診査等負担金	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の2/3を県が負担
25	財政安定化基金交付金	やむをえない事情により保険税収入が不足し県納付金を支払えない場合などに県の財政安定化基金からうける交付金
26	財産収入	基金の運用収益など
27	一般会計繰入金	基盤安定繰入金、財政安定化支援、出産育児一時金、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
34	基金繰入金	必要に応じ国保財政調整基金から繰入を行うもの
35	繰越金	前年度からの繰越
36	諸収入	延滞金、第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)納付金などの収入

【歳出】

歳出項目		説明
38	総務費	国民健康保険事業運営に要する事務費、保険税の賦課徴収に要する費用、運営協議会に要する費用
39	保険給付費	医療給付費の支払いに要する費用
52	審査支払手数料	国保連合会で行うレセプト審査支払に関する手数料
53	出産育児一時金等	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件50万円又は48万8千円)
54	葬祭費	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
55	傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状のため、労務に服することができず、給与等の支払いを受けられなかった人に支給する手当金
58	保健事業費 特定健康診査等	特定健診・特定保健指導に要する費用
59	保健事業費 国保普及事業	人間ドック・脳ドック費用助成などに要する費用
60	保健事業費 国保ヘルスアップ事業	被保険者の健康の保持増進に係る事業に対し県から特別交付金の交付を受け実施する事業
61	基金積立金	国保財政調整基金に積立てる費用
62	諸支出金	保険税の還付金などに要する費用
63	予備費	緊急的な支出に対応するための予算

保険者努力支援制度について

1. 制度の概要

- 医療費適正化に向けた取組等の指標について、その達成状況に応じて交付金を交付するインセンティブの制度
- 毎年、細かな制度変更があるため、総得点、評価項目、配点等は各年度で違っている。

2. これまでの実績

	R2			R3			R4			R5		
	満点	見附市	得点率	満点	見附市	得点率	満点	見附市	得点率	満点	見附市	得点率
合計得点	995	612点	61.5%	1000	614点	61.4%	960	763点	79.5%	940	721点	76.7%
県内20市中順位	10 / 20 位			17 / 20 位			2 / 20 位			3 / 20 位		
交付金額	16,605千円			16,825千円			20,442千円			19,808千円		

3. 各指標別の得点状況

指標	R2			R3			R4			R5		
	満点	見附市	得点率	満点	見附市	得点率	満点	見附市	得点率	満点	見附市	得点率
①特定健診受診率	70	10点	14.3%	70	20点	28.6%	70	65点	92.9%	70	65点	92.9%
②特定保健指導実施率	70	10点	14.3%	70	10点	14.3%	70	0点	0.0%	70	0点	0.0%
③メタボ該当者及び予備群の減少率	50	15点	30.0%	50	40点	80.0%	50	20点	40.0%	50	20点	40.0%
④がん検診受診率・歯科検診受診率	70	25点	35.7%	70	33点	47.1%	70	58点	82.9%	75	65点	86.7%
⑤生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組	120	120点	100.0%	120	90点	75.0%	120	120点	100.0%	100	100点	100.0%
⑥個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	110	105点	95.5%	110	110点	100.0%	60	60点	100.0%	65	65点	100.0%
⑦重複・多剤投与者に対する取組	50	50点	100.0%	50	45点	90.0%	50	50点	100.0%	50	50点	100.0%
⑧後発医薬品の促進の取組・使用割合	130	10点	7.7%	130	10点	7.7%	130	110点	84.6%	130	80点	61.5%
⑨保険税収納率	100	60点	60.0%	100	60点	60.0%	100	60点	60.0%	100	60点	60.0%
⑩データヘルス計画の実施状況	40	40点	100.0%	40	40点	100.0%	30	30点	100.0%	25	25点	100.0%
⑪医療費通知の取組	25	25点	100.0%	25	25点	100.0%	20	20点	100.0%	15	15点	100.0%
⑫地域包括ケア推進・一体的実施の取組	25	25点	100.0%	20	20点	66.7%	40	40点	100.0%	40	40点	100.0%
⑬第三者求償の取組	40	31点	77.5%	31	31点	77.5%	50	50点	100.0%	50	50点	100.0%
⑭適正かつ健全な事業運営の実施状況	95	86点	90.5%	80	80点	84.2%	100	80点	80.0%	100	86点	86.0%
合計	995	612点	61.5%	1000	614点	61.4%	960	763点	79.5%	940	721点	76.7%

は得点率50%以下

R4⇒R5 よくなった項目

R4⇒R5 悪くなった項目

4. 評価

- R2、R3で得点できなかった①「特定健診受診率」、④「がん検診受診率・歯科検診受診率」は、R4、R5で得点できた。
- ⑧「後発医薬品の促進の取組・使用割合」は、市立病院の院外処方化により改善し、R4、R5と得点できている。
- R5の①、②、④、⑨は新型コロナの影響を踏まえR1実績について評価している。
- R4からR5では、④歯科検診受診率が全自治体の上位3割他で得点、⑧R3後発医薬品使用割合が前年度より減少で得点できず。
- 得点できていない②「特定保健指導実施率」、③「メタボ該当者及び予備群の減少率」の他、①「特定健診受診率」、⑧「後発医薬品の促進の取組・使用割合」の対策が必要

保険料水準統一の動きについて

- 平成 30 年度からの制度改革の一環として、国は、全都道府県に対して保険料水準の統一を進めるよう求めている。
 - 現在、各市町村の医療費に基づき、保険料水準が決定しているが、全県の医療費に基づき統一した保険料とする方向。
 - 見附市は医療費指数が県平均より低いため、保険料水準の統一により負担が少し増える可能性がある。
 - 医療費を下げる取組を実施している市町村へは、インセンティブとしての交付金の交付等、しっかり評価をするよう県に要望している。
 - 県は今年度中に、実施に向けての方向性を決定する方針であったが、意見集約に時間がかかり翌年度以降にずれ込むとのこと。
- ※おおまかなスケジュールは、各市町村の医療費反映部分を令和 8 年度納付分から段階的に縮小し、令和 12 年度納付分で統一するというもの。